平成２３年（フ）第２６５号
愛知県豊川市伊奈町新屋97番地65
債務者　大須賀孝久
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３０９号
愛知県新城市川田字山田平14番地20
債務者　滝川美登留
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第６２４号
高知市弥生町10番16号
債務者　大野　和子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６２７号
高知県南国市駅前町１丁目１番19―306号
債務者　藤岡　　寛
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６６４号
高知市東石立町177番地
債務者　井上カズヱ
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９９号
福岡県大牟田市大字宮崎444番地１
債務者　猿渡香壽美
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第５６８号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目23番16号　マルシェール気象台108号
債務者　野邉　健児
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５０５号
沖縄県那覇市与儀２丁目16番３号玉城アパート201
債務者　座間味三千代
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第９８４号
仙台市太白区日本平21―１　渡邉方、住民票上の住所宮城県名取市相互台４丁目28番地の10
債務者　村田さおり（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５０号
宮城県名取市ゆりが丘４丁目７番地の２
債務者　霜山　恵美
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
宮城県大崎市古川沢田字新原際103番地１　エスポワールⅠ201号、従前の住所宮城県東松島市赤井字南新町５番地３　スターハイツ101
債務者　雫石公美子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
秋田県由利本荘市福山字居屋敷35番地
債務者　佐々木　俊
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第５４号
秋田県由利本荘市石脇字田尻28番地275　雇用促進住宅石脇宿舎１棟１階７号
債務者　金森　章子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第１２６号
茨城県北茨城市中郷町石岡1904番地
債務者　川崎　彰子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１３４号
茨城県日立市十王町友部1977番地７
債務者　峰　　咲子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１０７号
茨城県潮来市日の出１―12―11グランドハイツＢ―101
債務者　石神　孝子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第３０８号
茨城県筑西市板橋232番地１
債務者　齋藤　久子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３１７号
茨城県桜川市真壁町飯塚691番地３　サンモール飯塚Ａ101
債務者　廣瀬　葵香
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部